

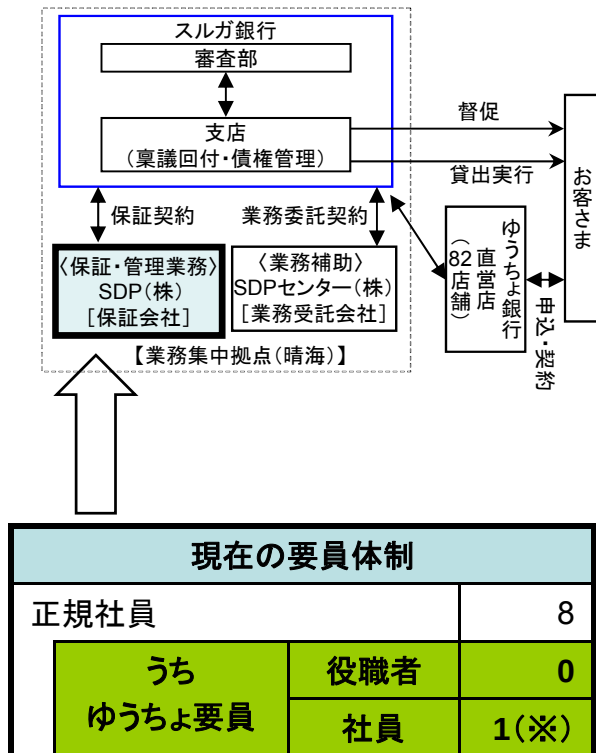
ご説明資料

株式会社ゆうちょ銀行
平成24年12月12日

保証会社の要員体制におけるゆうちょ人材の投入計画

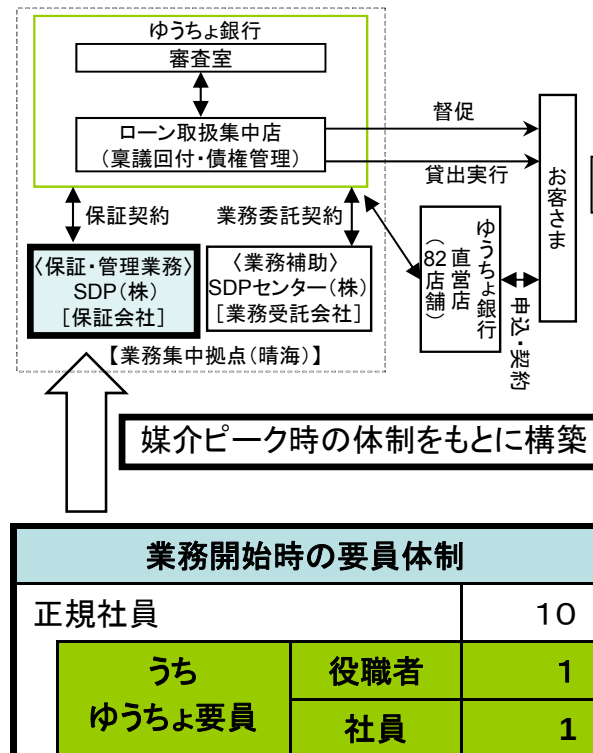
- 保証会社等は、媒介業務開始時(2008.5)に、本体参入後の活用を念頭に、本件業務専用の会社として設置。
- 保証会社の体制は、取扱件数の増加状況に併せて段階的にゆうちょ銀行の人材を拡充し、5年後には、14名の体制とし、スルガ銀行とゆうちょ銀行の構成比はほぼ同数を想定。
- また、保証会社へゆうちょ銀行から出資予定。
- 保証会社への出向は、現在まで、のべ8名を実施。

【媒介業務】



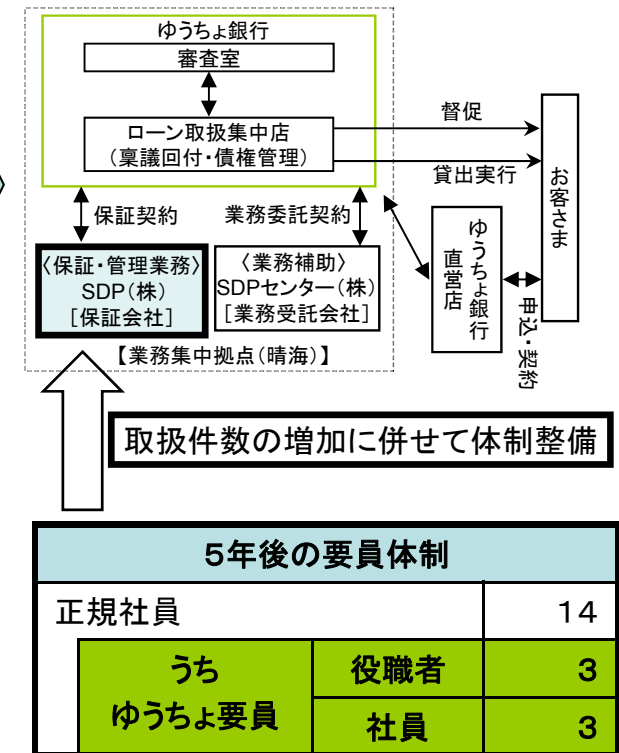
(※)のべ8名。

【本体参入後】 (当初)



注: 非正規社員(派遣社員)を除く。

(5年後)

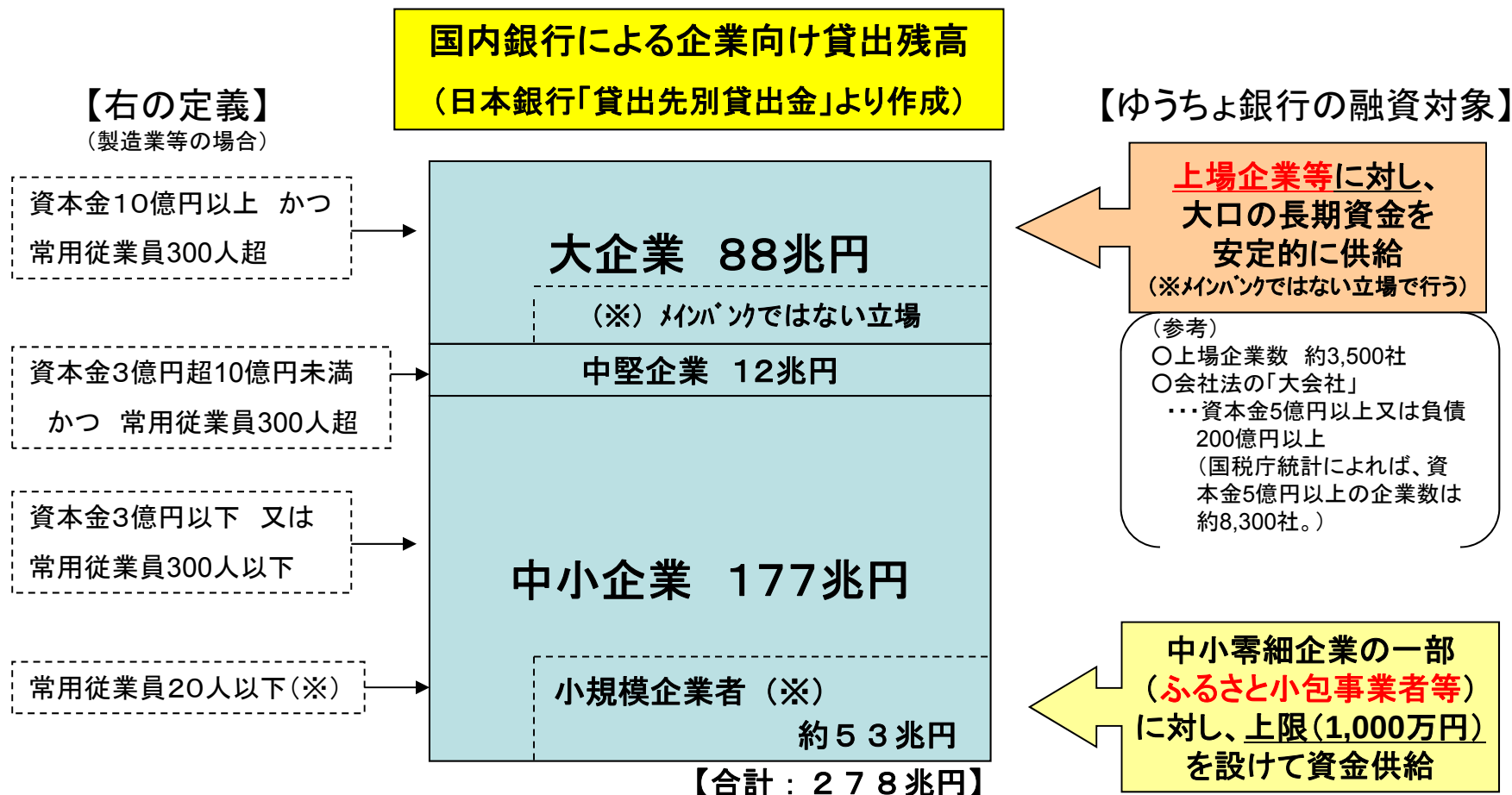


出資予定

法人向け貸付け(相対)の営業方針(融資対象)について

当面の取組対象は以下のとおり。

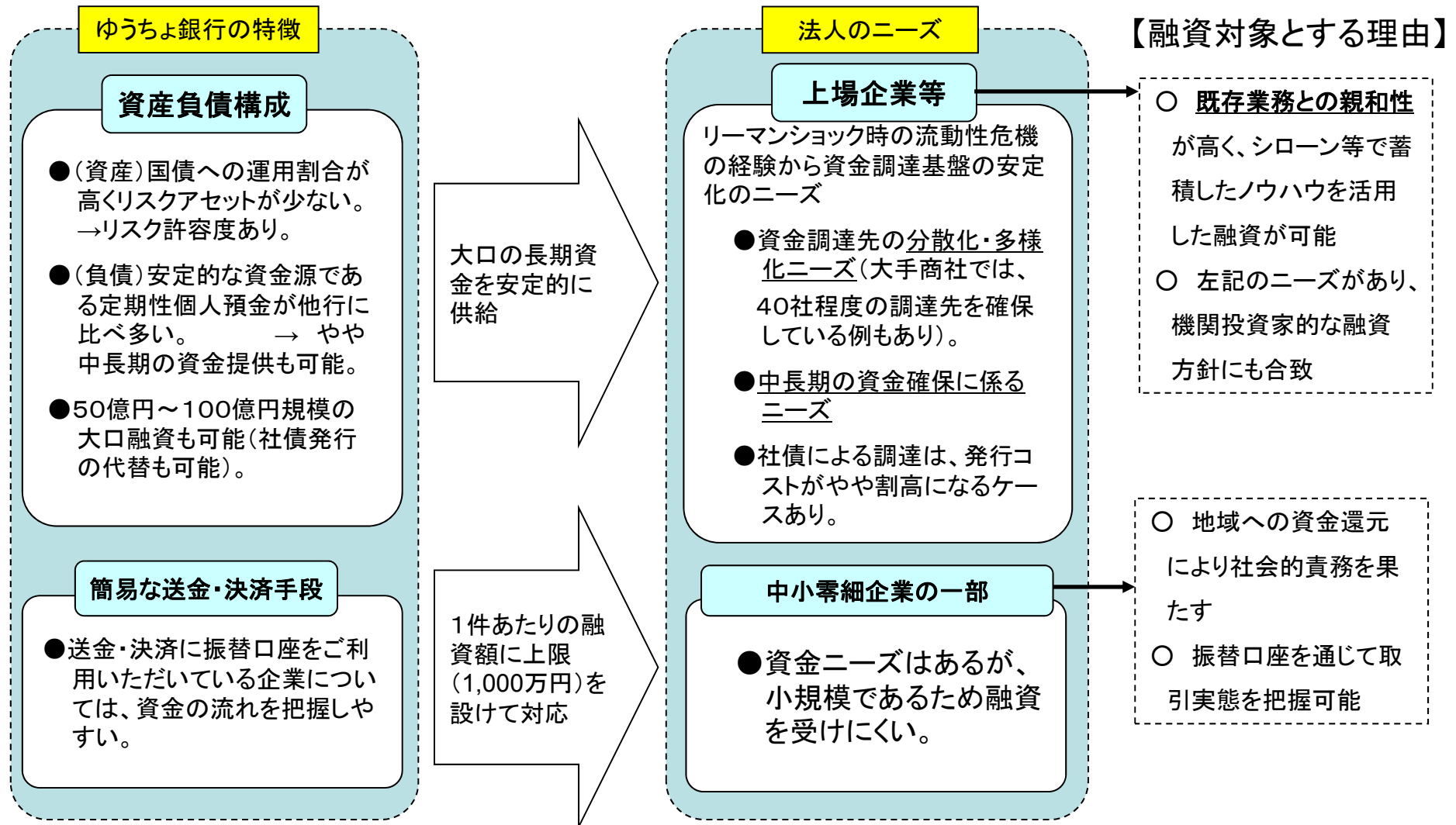
- ①上場企業、また例えばその子会社などで、信頼できる詳細な財務情報が入手可能な大企業
- ②ふるさと小包企業等、振替口座を通じて取引実態を把握可能な小規模企業者(「等」:通販業者を想定)に資金供給



- (注) 1. 2011年度末
 2. 日本銀行「貸出先別貸出金」から、「大企業」については地公体向け融資を、また「中小企業」については個人向け融資を除いて算出。
 3. 企業数(概数)は、「大企業+中堅企業」で約11,000社、「中小企業」で約177万5,000社、うち「小規模企業者」で約135万6,000社(中小企業庁データ2009年より)。なお、資本金10億円以上の企業数は、国税庁統計によると約6,000社。
 (※) 「小規模企業者」の貸出残高、企業者数は日銀統計ではなく、「平成23年度中小企業庁 中小企業実態基本調査」より作成又は引用。
 なお当該貸出の融資元には国内銀行以外の金融機関を含む。

法人向け貸付けの営業方針

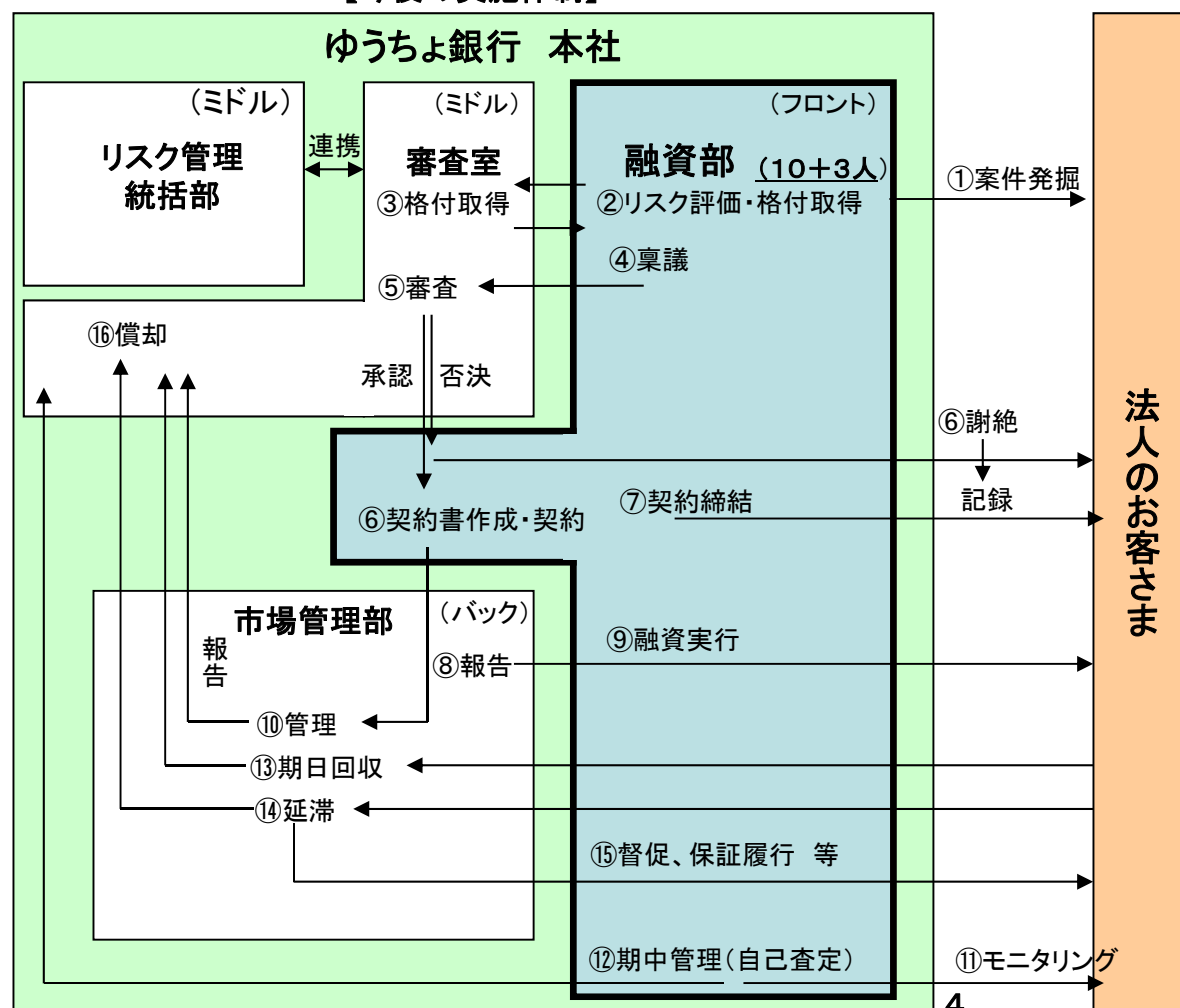
- 上場企業等については、長期的な信頼関係を基本とし、大口の長期資金を安定的に供給
- 中小零細企業（例：ふるさと小包企業等）については、融資額に上限を設けつつ、地域に資金還元（漸進的に実施）



法人向け貸付け業務の審査体制

- 相対貸付け開始に当たり、既存業務で蓄積したノウハウ(審査態勢、与信管理体制等)等を有効活用します。
- 市場部門から独立した部門として融資部門(融資部)を設置、融資業務を集中させることで情報遮断を徹底します。
- 民営化後、シローン、貸出債権の取得等において、不良債権は発生しておりません。
- なお、小規模企業については、漸進的に実施する観点から、事前の不芳情報等のチェックや訪問・面談等による業況・返済能力の確認等は慎重に行いつつも、まずは、本社における大企業向け貸付けの審査の手順を準用する方法で業務を開始させていただき、徐々にノウハウを蓄積しつつ態勢を整備していきたいと考えます。

【今後の実施体制】



【格付付与】

【定量評価】

統計的手法により選択した指標及び算式(財務定量モデル)を使用して、財務データを基に、信用力を定量的に評価

【債務者区分スクリーニング】

「正常先」又は「要注意先以下」のスクリーニングを実施

【定性評価】

「正常先」については、**財務データ等に表れにくい定性的な要素**(経営者や事業基盤における将来性の評価等) **など、補完的な評価をし、取引先毎の実態判断を踏まえ、格付を調整** → 格付付与

「要注意先以下」については、債務者区分との整合的な格付付与

【貸出審査】

貸出審査に当たっては、**与信先の信用状況について、財務・経営状況、市場指標、資金使途、資金繰り等を詳細に分析し、実態把握を行い、返済能力を慎重に判断し、貸出実行の可否を決定**